拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、 厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク URL 西尾労働基準協会 (nishio-rouki.com)

3月3日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【分会の総会に活用ください】 西尾労働基準協会/分会 2024実施と2025計画
- ◇ 【先行案内】化学物質事例を多用したリスクアセスメントセミナー 2025年6月11日㈱ にししん文化会館(旧名 西尾市文化会館)

「会報।

- ◇ 監督署の窓 健康診断受診後の措置について
- ◇ 災害統計 愛知県(年間) 西尾(年間、1月単月)

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

健康診断受診後の措置について

<健康診断を受診させる義務>

1年以内ごとに1回(深夜業務に従事する等の特定の業務を行っている者については6月以内ごとに1回)は健康診断を受診させること、また、その健康診断の結果を保存することはどの事業場も適切に行われていることかと思います。しかし、健康診断を受診させた後にも行わなければならないことがあることはご存知でしょうか。

<健康診断受診後の医師の意見聴取>

労働安全衛生法第66条の4及び労働安全衛生規則第51条の2において、「事業者は、健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、健康診断が行われた日から3か月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない」と定められています。健康を保持するために必要な措置は、就労制限が必要かどうかを医師に聴くことであり、これは事業者が義務を負うものです。そのため、医師が行う健康状態の改善のための指導等はこれに該当しません。

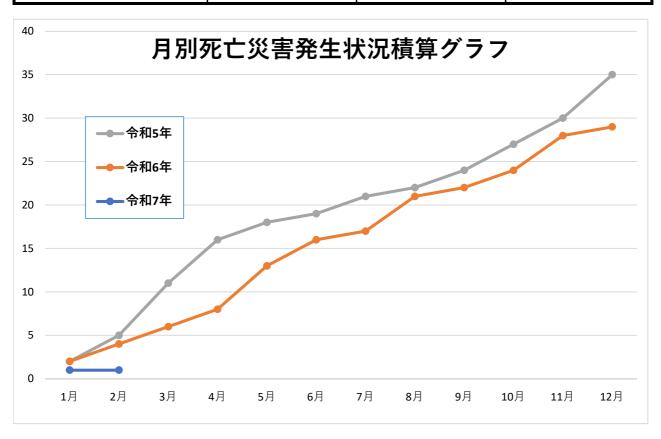
健康診断の結果に基づき、通常通り働くことが可能なのか、残業時間の制限等が必要なのか、すぐにでも休業が必要なのかどうかについて医師の意見を確認し、その内容を記載しておくことが必要です。

労働者数が50人未満の事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構が運営している地域産業保健センターを利用すれば無料で医師の意見聴取を行うことができます。 詳細な手続きについては、西尾地域産業保健センターにご確認ください。(受付時間: 平日の午後1時から4時まで。土日祝休み)

法令に関しての不明点は岡崎労働基準監督署西尾支署(☎0563-57-7161) にご相談ください。

愛知労働局管内死亡災害発生状況(令和7年2月6日 現在の速報値) ※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

				I	
業			令和7年速報値	令和6年同時期(速報値)	令和6年速報値
製	造	業			6 (1)
	食料品製	造 業			
	化学エ	業			
	鉄鋼•非鉄				
	金 属 製				1
		輸送用			2 (1)
	そ の	他			3
建	設	業			7 (2)
		事 業			
		事 業			5 (1)
	そ の	他			2 (1)
陸	上貨物運送				3 (1)
商		業		1 (1)	8 (6)
	卸 売	業			1
	小 売	業		1 (1)	6 (5)
	そ の	他			1 (1)
清		畜 業		1	2
上	記以外の	事 業	1		3 (1)
	合 計	-	1	2 (1)	29 (11)



発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因	
R7.1.18. 2025 8:45	はさまれ・巻き込まれ 移動式クレーン	膏をバケットでつかみ、巻き上げたとこ	こおいて、船外の移動式クレーンで船倉内の石 ころ、パケットが振れ、船倉内で壁面に付着して 被災者が、パケットと船倉壁面に挟まれ死亡し
	事業場 規模	10~29名 業港湾運送業	40代 積み卸し作業者 験 1年

R07-02-06 出力 1/1 ページ

令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和7年1月末現在

**	年別		 令和	6年	令和]5年	増	減		
_業	· 種		死傷	死亡	死傷	死亡	<u></u> 増減数	増減率		
製		業	70		50		+20	+40.0%		
	食料品製造	業	10		10		0	0.0%		
	繊 維 工	業	6		1		+5	+500.0%		
	鉄 鋼	業	6		7		-1	-14.3%		
	金属製	品	6		4		+2	+50.0%		
	一 般 機 械 器	具	3		6		-3	-50.0%		
	輸 送 機 械 製	造	20		12		+8	+66.7%		
	上 記 以 外 の 製 造	業	19			+9	+90.0%			
建	設	業	20		10		+10	+100.0%		
	土 木 工 事	業	7				+7	-		
	建 築 工 事	業	10		6		+4	+66.7%		
	その他の建設	業	3		4		-1	-25.0%		
陸	上 貨 物 運 送 事	業	11		13		-2	-15.4%		
小	売	業	21		23		-2	-8.7%		
	新 聞 販	売	3		3		0	0.0%		
	その他の小売	業	18		20		-2	-10.0%		
通	信	業	3				+3	-		
社	会 福 祉 施	設	15		14		+1	+7.1%		
飲	食	店	3		8		-5	-62.5%		
清	掃・と畜	業	5		6		-1	-16.7%		
上	記 以 外 の 事	業	20		21		-1	-4.8%		
合		計	168	0	145	0	+23	+15.9%		

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和7年1月末現在:旧年発生分)

			業		種				7 受	年	· 1 † 作	月 上 数	月 6 女 発	& <i>E</i>	主 作	左 牛 娄	手 5 数 [i	5 司		年 期				業		種				7 受	年 付	1 件	月 数	6 発	生	件	年 数	5 同		年 期
		//	1		Ā	7					2			7	70			ţ	50		土	7	<u>-</u>		採		取	Į.	業											
	食	米斗		品	製		造	業						1	10			,	10		建				設				業		1				20			1	0	
	繊維	維工	業·	繊維	維集	ᆝ뮤	製	造業							7				2		道	路	方	Ī	客	運	1	送	業										1	
	木材	材木	製品	・木	製	家具	具製	造業													道	路	설		物	運	1	送	業						11			1	1	
製	紙力	加工品	品製	造	業・E	印刷	別製	本業													陸	上	설		物	取	ζ	扱	業										2	
	化		学			I		業							9				5		商								業		2				24			2	8	
造	窯	業・	土	石	製品	品質	製 i	告 業							3				1		金	融		•	J.		<u>.</u>	告	業						1					
	鉄	鋼 業	• =	ト 鋭	金	属	製	造業							8				9		保	ß	聿		衛		生	-	業		1				19			1	6	
SUZ	金月	属製	品、	金	属家	え具	製	造業							7				4		接	Ş	<u> </u>		娯		楽	<u> </u>	業						6			1	0	
業		般植	幾木	戒 暑	3 具	1 #	製道	造業							3				6		清				掃				業						5				6	
	電	気	幾木	戒	- 1	1 #	製道	造業													ビ	ルン	ζ	ン	テ	ナ	ン	ス	業											
	輸	送用	機	械	器:	具	製;	告 業			2			2	20			,	12		そ	の		他	(の	-	事	業						12			1	1	
	そ	の	他	Ø,) [製	造	業							3				1					合		計	,				6			1	68			14	5	

()内は死亡者数を外数で表す。